

令和 3 年度
五天山公園・宮丘公園
年間維持管理業務計画書

五天山・宮丘パークマネージメントグループ
～グループ構成員～
㈱南香園（グループ代表会社）
㈱真栄造園
㈱園建
N P O 法人 琴似発寒川市民フォーラム 西区ホタルの会

令和3年度

五天山公園・宮丘公園

業務計画書

五天山・宮丘パークマネージメントグループ

～グループ構成員～

(株)南香園 (グループ代表会社)

(株)真栄造園

(株)園建

NPO法人 琴似発寒川市民フォーラム 西区ホタルの会

◇ 業務計画書 目次 ◇

1 総括的事項に関する取組	1
(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標	1
(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組	4
(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等	5
2 総括管理業務の実施内容	7
(1) 管理運営組織の確立	7
ア 責任者の配置、組織の整備	7
イ 従事者の確保、配置	10
(ア)職員配置計画(業務毎の要件、雇用・就業形態、人数など)	10
(イ)職員採用計画	11
(ウ)勤務形態・勤務条件	11
(エ)人材育成・研修計画	13
(オ)労働関係法令の遵守、雇用環境の維持向上	15
(2) 管理水準の維持向上に向けた取組	16
(3) 第三者に対する委託の方針	17
(4) 市民との協働、地域等との連携による取組	18
ア 市民との協働や地域等との連携	18
イ 札幌市等との連絡調整	18
(5) 財務	19
(6) 苦情対応	20
(7) 記録・モニタリング・報告・評価	20
○ 施設・設備等の維持管理に関する業務の実施内容	22
(1) 維持管理業務計画	22
(2) 防災業務計画	31
4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容	34
(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画	34
(2) マナー啓発に関する業務と実施計画	38
5 利用者サービス等に関する取組	39
(1) 利用促進計画	39

管 理 業 務 の 計 画 書

法人・団体名 五天山・宮丘パークマネージメントグループ

1 総括的事項に関する取組

(1) 管理運営業務の基本方針、事業目標

都市公園の管理運営に関して、施設の設置目的及び基本的方向性、機能を実現するとともに、市民サービスの向上、経費の縮減を図る上での基本方針、事業目標を記して下さい。

①基本方針

グループを構成する各企業・団体が有する技術・知識とこれまでの実績で得た各団体（市民団体・町内会等）との連携をもとに、水車に代表される地域の歴史や風土・習慣を活かし各施設をより充実させ、さらにそれぞれの施設が相乗することで市民サービスの向上と経費の縮減を実現し、利用者満足度を高めていく。

都市部のみどりとしての機能とオープンスペースとして市民の様々な利用の拠点となり公共の福祉の増進のために有する機能、両方のバランスを保ちながら五天山公園・宮丘公園の存在価値を高める管理運営を行う。

環境学習の拠点として動植物の知識の普及、太陽光発電をはじめとする自然エネルギーを含めた環境問題に対する知識の普及を行うことで、都市公園のもつ価値をより高める。また、伐採木の配布や薪利用を通じ経費の縮減を図るとともに、公園利用者にもリサイクル・循環型社会を体験してもらえる公園とする。

安心・安全で平等に利用できる公園とするため、アンケートやインタビュー調査により広く利用者の声に耳を傾けることで透明性のある公園管理運営を行う。また、管理運営に関することは隨時、公園内への掲示やホームページ、SNSを活用して積極的に情報公開を行う。

②事業目標

【1】明るく開かれた公園の管理運営

1. 来園者に直接インタビュー調査を実施し、各施設の利用状況や問題点、意見・要望を抽出し継続的改善を行うことで、平等でより透明性のある公園の管理運営を実現し市民サービスを向上させる。
2. 電話、FAX、電子メール、ホームページの掲示板機能、意見箱、アンケートを利用して積極的に利用者ニーズを把握し、柔軟かつ適切に継続的改善を行うことで市民サービスを向上させ、利用者満足度を高める。
3. 利用者からの意見・要望やそれに対する回答・対応は、ホームページの掲示板機能への返信による閲覧や管理事務棟への掲示により透明性を確保し公表する。
4. 市民団体やボランティア団体の活動を支援し連携を深めることで、公園の利用を活性化する。

【2】公園の魅力発信

1. 四季折々の動植物の様子をはじめ、公園で行われるイベントや日常の公園の風景、各市民団体の活動状況等をまとめた「公園かわら版」を発行する。
2. ホームページ、SNS、公園内掲示板を利用し、幅広い利用者に平等に公園の情報を提供する。
3. ソリ山や歩くスキーなど冬期間の公園利用促進を実施する。



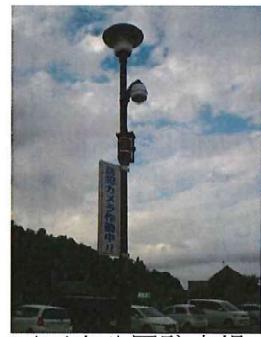
公園かわら版

【3】平等かつ安全・安心・快適に公園を利用できる安全・防災対策と利用者対応

1. 日常点検（五天山公園は1日3回、宮丘公園は週2回(夜間街路灯点検月1回)）により危険個所を早期発見・早期対応し、利用者が安全に安心して各施設を利用できるよう適切に整備する。
2. 月1回の定期点検により、老朽化等による施設不備の修繕計画を策定する。
3. 警察との連携により違法行為者を適切に取り締まる。
4. 五天山公園においては防犯対策として駐車場に防犯カメラを設置し、警察との連携を図る。また、イベント時等混雑が予想される時は、駐車場内に交通誘導員を配置する。
5. 利用者のマナー啓発のため公園内の景観にも配慮した注意看板を設置する。
6. 災害発生時の地域防災の拠点として避難場所マップへのリンクをホームページに設置する。
7. 管理事務棟へのAEDの設置及び救急救命講習を実施する。
8. スタッフが違法行為発見時に適切に対応できるよう教育を実施する。
9. 公共施設ということを念頭においていた公平な対応や高齢者等手助けが必要な利用者に対する積極的な対応をスタッフに教育する。



管理事務棟に設置
してあるAED



五天山公園駐車場の
防犯カメラ

【4】利用者とともに安らぎとコミュニケーションを生み出す魅力ある公園づくり

1. 利用者との協働による花壇・プランターへの花苗植込みや公園内清掃活動によって公園の清潔感を生み出すとともに、利用者の公園に対する愛着を増進する。
2. ホタルの小川に放流するホタルの幼虫の飼育ボランティアを募集し、公園への愛着や自然環境への興味を増進する。
3. 連合町内会との協働によるふれあい夏祭りの実施や市民団体への活動支援を通じ、公園が利用者の活動の拠点として活性化し、公共の福祉を増進する存在価値の高い公園とする。
4. プロとしての高い知識と技術に利用者目線の意見を加え、各施設が持つ魅力を最大限発揮できる公園とする。



協働での清掃ボランティアの様子



協働での花植ボランティアの様子



協働でのふれあい夏祭りの様子

【5】環境に配慮した公園づくり

1. 環境学習館を拠点に自然や環境について楽しく学べ興味がもてるよう、自然観察会の実施や自然エネルギーの展示等様々な発信を行う。
2. 環境配慮とともに経費縮減のため、剪定枝、刈草、雑草をチップ化及び堆肥化し資源の再利用を行う。
3. 西区内で発生した伐採木の有効活用として伐採木配布事業を実施し利用者とともに自然エネルギーの活用を図る。
4. 各施設内にペレットストーブ・薪ストーブを設置する。
5. 管理事務棟の照明はLEDランプとし、雨天等利用者がいない時は消灯するなど省エネ対策を徹底する。
6. 公園内に「みどりの貯金箱」を設置し利用者とともに公園内の資源再利用を実施する。
※「みどりの貯金箱」とは、例えば子どもが遊びの中で落ち葉をためることで、環境学習と経費縮減を両立させることができる施設である。
7. 節電対策として「みどりのカーテン」を設置し利用者に紹介する。
8. 周辺住民、河川、土壤汚染を防ぐため、除草剤・農薬等は使用しない。



管理事務棟に設置したペレットストーブ



堆肥を作るみどりの貯金箱



休息所のみどりのカーテン

(2) 平等利用の確保に向けた考え方と取組

都市公園における平等利用の確保の方針及び取組項目を記してください。

①都市公園における平等利用の確保の方針

地方自治法第244条に則り、思想・信条・性別・社会的身分・年齢・障がいの程度・民族・言語等によって施設の利用を制限したり、利用料金を減免することはせず、法・条例・ルールに基づいた対応を全ての利用者が不公平感を抱かないよう行うことを平等利用の確保のための基本的な方針とする。

統括責任者である管理責任者は全スタッフが平等利用の確保の基本方針を理解し、実践できるよう計画的に教育を実施する。また、平等利用に対する意見等が寄せられた場合、その原因を究明し是正処置を行う。

各スタッフは計画的に実施される教育や日常の指導により、法・条例・ルールを良く理解し、公共施設であることを念頭に置いて全ての利用者に対しホスピタリティ溢れる平等で公平な対応をとる。

②都市公園における平等利用の確保のための取組項目

1. 窓口対応、園内案内、有料施設の受付業務、意見・苦情等対応、電話対応等、あらゆる場面において全てのスタッフが平準的に平等・公平な対応が取れるよう、スタッフ教育を計画的に実施する。教育においては、法・条例・ルールの理解、言葉づかい、心構えを徹底し、具体的事例を交えて教育する。
2. 違法行為やルール違反（違法駐車・不法占拠・器物破損・植物等の窃盗・放火・落書き・犬の放し飼い・禁止場所での火気使用等）を放置・見逃すことは不当な差別的取扱いを招くことにつながるため、日常巡視によってこれらを未然に取り締まり、また早期発見早期対応により平等利用を確保する。
3. 車上荒らしへ利用者に直接的被害をもたらすことから、警察と連携し駐車場内の定期的パトロールを実施してもらい、グループとして防犯カメラを設置する。防犯カメラの映像は個人情報保護の観点から、犯罪発生時のみ利用することとし、パスワードで保護した上で閲覧権限は管理責任者のみとする。
4. 混雑時の駐車場の平等利用の為、混雑予想時は交通誘導員を配置する。
5. 全ての利用者がルールに則り平等に利用してもらえるよう、看板や園内放送によって利用者のマナー向上を図る。
6. 有料パークゴルフ場では、競技志向のベテラン競技者と家族連れ等娯楽のための利用者が混在することにより、特に混雑時における利用者間の不公平感を解消するため、注意看板の設置やマナーブックの設置を行う。また、障がい者も含め、全ての利用者が平等にプレーできるよう競技の進行に関する助言を行う。
7. 公園サイドの一時的な事情により利用者が公園施設の利用機会を逃さないよう、イベント等による占用状況や団体利用情報、また施設の修繕等による使用不可情報を園内掲示板及びホームページにて情報発信する。
8. 各公園施設において、多くの利用者が平等に利用できるよう、掲示物や口頭による案内で不要な占用（利用終了後も荷物のみ置いてある等）が起きないよう公園利用者にも協力を願う。

(3) 地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に向けた基本的な考え方等

エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組についての基本的な考え方と、これまでの取組実績や具体的なノウハウなどアピールしたい内容等を記入してください。

①基本的な考え方

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）を遵守し、さっぽろエコメンバー（レベル3）の登録者として環境保全行動計画を策定し、毎年、見直しや目標の達成状況を適切に報告することで、公園の管理運営におけるエネルギー使用を適切に管理し、その合理化を進める。

管理責任者が責任者となり環境教育により全てのスタッフに業務に係る環境法令の遵守、エネルギーの管理・合理化、温室効果ガス発生の管理・抑制、環境配慮に向けた取組の意味と効果を理解させる。その上でこれらの取組の効果を見える形で公表し、公園での取組が利用者へと広がるような取組を行う。

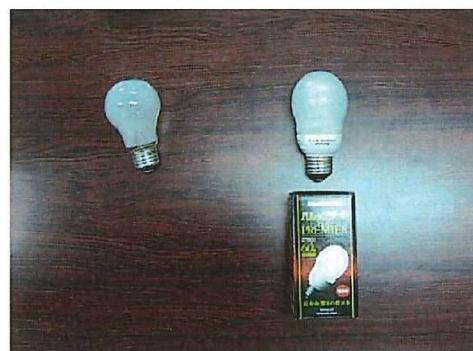
②これまでの取組実績や具体的なノウハウなど

【1】電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては極力節約に努める。

1. 管理事務棟の照明は、早朝・雨天時等利用者がいない時は、こまめに消灯する。
2. 植物への散水は雨水を貯水し利用する。
3. 暖房にペレットストーブ・薪ストーブを導入。
4. 管理作業の実態に合った作業機械を導入し、作業効率を上げることで燃料使用量を削減する。
5. 管理事務棟の照明を節電タイプの物に交換。



休憩スペースの薪ストーブ



省エネ電球に取替
(左が旧式、右が省エネタイプ)

【2】ごみ減量及びリサイクルに努める。

1. ごみの分別を徹底し、缶・ペットボトルは資源として各メーカーにて回収。リサイクル・資源とならないごみは適切に処分 ((一財)札幌市環境事業公社) する。
2. 剪定枝・刈草等はチップ化又は堆肥化し、再利用することでごみを減量する。
3. みどりの貯金箱を設置し、園内の落ち葉等を利用者と共に堆肥化し、再利用することでごみを減量する。
4. 西区内で発生した伐採木の配布事業を支援し、また園内においては公園内で発生した処分材を薪ストーブの燃料とする。
5. 炊事広場で廃棄された炭を再利用し、樹木植栽のマルチング材及び池のろ過材とする。

【3】清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努める。

1. 容器を含め環境に配慮した製品を使用し、数量を管理することで節約意識の向上を図る。

【4】自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がける。

1. 使用車両は環境負荷の少ない車両を選択する。
2. アイドリングストップの実施を徹底する。
3. 燃料使用量の統計を取り、節約意識の向上を図る。

【5】管理業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

1. 事務用品等を含め札幌市グリーン購入ガイドラインに従った製品を購入し使用する。

【6】業務に係る従業員に対し、環境マネジメントに関する研修を行う。

1. 年に2回、計画的に環境教育を実施し、基本方針及び上記【1】～【5】について理解させ、地球温暖化防止対策及び環境配慮の推進に対する意識の向上を図る。

【7】省エネルギーに係る業務計画として、必要書類を適宜提出し、それに基づいた管理運営を行う。

1. 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準に規定する各管理標準を定めて、管理業務開始後速やかに提出する。
2. 札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアルに基づく様式2及び様式4を毎年度提出する。
3. その他、札幌市より要請のあった事項について適宜報告する。

【8】地球温暖化防止対策及び環境配慮活動の紹介と実践

1. 環境学習館にて地球温暖化防止対策及び環境配慮のための具体的な取組の方法や自然エネルギー活用の仕組み等を利用者に対して紹介する。
2. ホームページや配布物（五天山公園かわら版）等によって公園内で行われている活動を利用者に対して紹介する。
3. 伐採木配布により、剪定木の市民利用の推進と、公園内の薪ストーブ、ペレットストーブの使用により、未利用の剪定木を積極的に利用することで廃棄物の有効利用と二酸化炭素排出量の低減に貢献している。



環境学習館の
自然エネルギー展示コーナー